

# 猛獸等脱出対策計画

## 第1章 災害予防計画

### 第1節 猛獣等脱出対策の整備

担 当	責 任 者	産業経済部長 総務部長、消防長、関係各部長
	課	かみね公園管理事務所、防災対策課、 警防課、関係各課所
	関係機関	県（防災・危機管理課）、日立警察署、日立有害鳥獣駆除隊、 日立市公園協会、日本赤十字社日立奉仕団、日立市医師会

#### 第1 施設の保全・点検

##### (1) 施設の点検

- ア 市は、動物舎等の施錠及び鍵の有無並びに施錠の確認を行う。
- イ 市は、動物園終業時の際に、飼育舎の施錠等の再点検を行い、機械警備システムに切り替え、万全の措置を講じる。
- ウ 市は、動物舎等の点検を毎日行うこととし、猛獣指定獣舎については、3箇月に1回以上定期的に点検を行う。  
その際、異常又は修理が必要と認めた場合は、速やかに応急修理工的確な措置を講じる。

##### (2) 捕獲器具等の点検

市は、動物が脱出した際に使用する捕獲器具等が常時使用できる状態で備え、整備点検に努めるとともに安全に管理する。

##### (3) 動物の移動

市は、動物舎から動物を移動させる場合は、動物が暴れても容易に脱出できないよう、あらかじめおりの点検を行い、扉の開閉操作が円滑に行えるよう事前にテストを行う。  
なお、移動作業はできるだけ開園時間外に行うこととし、必要があると認めた場合は、あらかじめ日立警察署及び日立市有害鳥獣駆除隊へ連絡して、待機を依頼する。

##### (4) 自然災害等による動物舎破損防止

###### ア 倒木

風水害等により動物舎を破損するおそれがある樹木は、その都度枝等を伐採することとし、動物舎への破損要因を事前に取り除く。

###### イ 崖崩れ

風水害等により崖崩れの発生するおそれがある動物舎は、その都度監視を強化し、必要に応じて動物舎の補強等を行う。

###### ウ 地震等による影響

職員は、強い地震が発生した場合は、速やかに巡視を行い、動物舎等への影響を確認し、動物舎等が破損又はそのおそれがあると認められた場合は、応急措置を施して動物の脱出を防止するとともに、かみね公園管理事務所長及び観光物産課長へ速やかに報告する。

## 第2 情報の収集・連絡体制の整備

市は、各種災害等により動物が脱出した場合又は脱出するおそれがある場合に備え、情報を正確かつ迅速に伝達し又は伝達を受理するため、日常から関係機関等との連絡体制の整備を図ることとし、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図る。

また、かみね公園管理事務所長は動物園等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定し、報道機関、住民等から多様な関連情報等の収集体制の整備に努める。

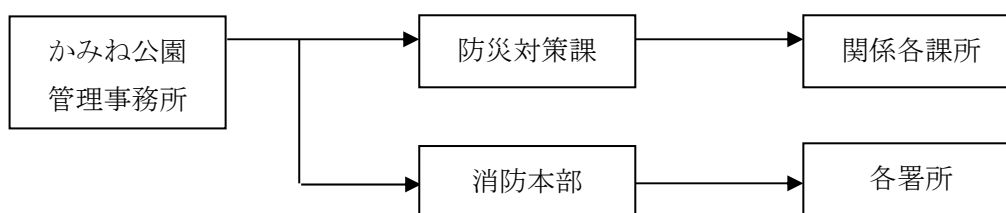
## 第3 災害応急体制の整備

### (1) 市の体制

市は、動物が脱出した場合又は脱出するおそれがある場合に、速やかに非常参集体制を図り、あらかじめ的確な応急対策活動を実施するためのマニュアルを作成し、関係職員の活動内容等を周知する。

また、周辺住民の屋内退避又は避難等の事態も予想されるため、かみね公園管理事務所長は関係課所へ速やかに連絡を行い、広報活動及び指定避難所運営の体制を整える。

【市連絡体制フロー】



### (2) 関係機関との連携体制

動物が脱出した場合には、関係機関相互の連携体制が重要となることから、市は応急活動及び復旧活動を、具体的かつ実践的な内容とするため年1回以上会議を行い、平常時より連携を強化する。

関係機関	協力内容	担当部署
日立警察署	警備・動物の捕獲及び特別措置計画、避難広報計画の協力	地域課
日立有害鳥獣駆除隊	警備・動物の捕獲及び特別措置計画に関する協力	農林水産課
報道機関	広報計画の実施に関する協力	各報道支局
その他の機関	日本赤十字社奉仕団、日立市医師会	各機関

## 第4 救助・救急、医療及び消火活動の整備

### (1) 応急活動への備え

市は、脱出した動物による人的危害の発生に備え、救助・救急用資機材、消火用資機材、車両等の整備に努める。

また、可燃物のある動物舎については、消火用資機材を常備し点検を行う。

### (2) 医療活動への備え

迅速な医療活動実施のための事前対策については、風水害対策災計画編第2章第15節第3「応急医療体制の整備」に準じて行う。

## 第5 関係者等への的確な情報伝達活動の整備

市は、動物が脱出して施設周辺住民への影響があると認めた場合に、円滑な情報伝達及び的確な指示等を行うため、広報体制及び問い合わせ等に対応する窓口の設置など、あらかじめマニュアル等を作成するよう努める。

## 第6 訓練の実施

市は、地震や火災等により動物が脱出した場合又は脱出するおそれがある場合に、応急対策を迅速かつ円滑に行い被害を最小限に抑えるため、あらゆる状況を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的かつ継続的に実施し、非常時への対応能力の向上に努める。

訓練は、動物等の脱出を想定し、本部設置及び捕獲等の総合訓練と、関係機関と非常時に通信連絡を円滑に行うための通信連絡訓練とし、通信連絡訓練は年1回以上行う。

## 第2章 災害応急対策計画

### 第1節 災害情報の収集・連絡

担当	責任者	産業経済部長 総務部長、消防長
	班	観光班、かみね公園班、農林水産班、総務班、総務部庶務班、 警防班、警備班
	関係機関	県（防災・危機管理課）、日立警察署、日立有害鳥獣駆除隊

#### 第1 災害情報の収集・連絡

##### 1 かみね公園班の情報収集・連絡

かみね公園班は、猛獣等の脱出を発見した場合又は住民等から通報を受け脱出した事実を確認した場合は、直ちに観光班長（観光物産課長）及び日立警察署へ通報し、初動体制を確立する。連絡を受けた観光班長は、総務班長及び消防本部指令室へ内容を連絡し、今後の対応について協議する。また、通報後は脱出動物の動向監視を行い、かみね公園管理事務所長へ報告する。

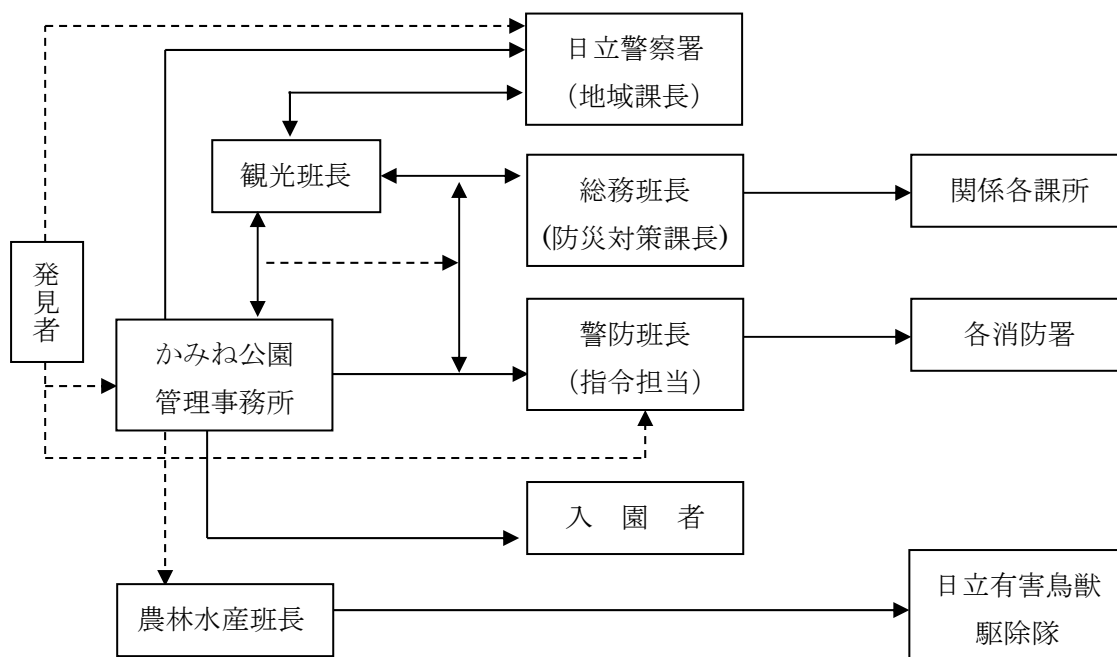
##### 【かみね公園班の確認・報告事項】

脱出動物の種類、脱出頭数、脱出方向、時刻、被害状況、入園者の人数、  
避難対応状況

##### 2 入園者への連絡

かみね公園班は、入園者の混乱と動揺を防止するため、園内放送で動物脱出状況を及び避難方法を周知する。

##### 【猛獣等脱出時の情報等収集・連絡系統】



## 第2章 災害応急対策計画

### 第1節 災害情報の収集・連絡

( 連 絡 先 一 覧 )

関係機関	担当部署	電話番号(夜間・休日)
日 立 警 察 署	地 域 課	22-0110 (同左)
日立有害鳥獣駆除隊	農林水産課	22-3111 (同左)
報 道 機 関	各報道支局	あらかじめ定めた連絡先
そ の 他 の 機 関	各 機 関	

### 第2 応急対策活動情報の連絡

市は、応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を県へ連絡し、応援の必要性を連絡する。  
また、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

## 第2節 応急活動体制の確立

担当	責任者	産業経済部長 総務部長、市長公室長、消防長
	班	産業経済部庶務班、かみね公園班、総務班、人事班、総務部庶務班、広報班、総務部情報班、警防班、警備班
	関係機関	県（防災・危機管理課）、日立警察署、日立有害鳥獣駆除隊

### 第1 初動体制

#### 1 産業経済部の初動体制

産業経済部長は、猛獣等の脱出を確認したときは、市長の指示の有無にかかわらず、必要な応急措置を講ずるとともに、事後速やかに報告する。

同時に、市長若しくは副市長に対し必要な指示の要請、その他の助言を行う。

#### 2 猛獣等脱出警戒本部の設置

産業経済部長は、猛獣が脱出した場合で、次の要件に該当すると認めた場合は、「猛獣等脱出警戒本部（以下、「警戒本部」という。）」を設置し、必要な措置を講じる。

産業経済部を所管する副市長を本部長とし、他の副市長及び産業経済部長を副本部長とする。

また、副市長（産業経済部を所管する副市長）不在の場合は、副市長（他の副市長）が本部長代行となる。

警戒本部の組織は次の構成とし、事務分担は別に定める。

警戒本部の設置場所は、原則として本庁4階庁議室兼災害対策本部室とする。

ただし、何らかの状況から設置することが困難な場合は、本部長（産業経済部を所管する副市長）が指定する場所に置く。

#### 【猛獣等脱出警戒本部の設置要件】

- ①脱出した動物が、管理事務所職員のみでは捕獲が困難と認められる場合
- ②脱出した動物の捜索活動に長時間必要と認められる場合
- ③特定動物として指定された動物が脱出した場合

#### 猛獣等脱出警戒本部会議及び本部事務局 組織

本部会議	本部長	副市長	本部事務局	事務局長	産業経済部長
	副本部長	副市長 産業経済部長		事務局	観光班長
	本部員	観光物産課長 にぎわい施設課長 防災対策課長 総務課長 農林水産課長 商工振興課長 道路管理課長 教育委員会総務課長 消防本部総務課長 警防課長	事務局職員	観光班員	
左記本部員該当連絡員（政策監等）					

第2章 災害応急対策計画  
第2節 応急活動体制の確立

3 猛獣等脱出情報連絡会議

猛獣等が脱出した場合又は脱出したおそれがある場合で、猛獣等脱出警戒本部を設置するまでの間の配備及び災害応急対策の検討を、「猛獣等脱出情報連絡会議（以下、「情報連絡会議」という。）」の設置により行う。

情報連絡会議は、産業経済部長を本部長とし、観光物産課長を副本部長とする。

また、産業経済部長不在の場合は、観光物産課長が本部長代行となり、商工振興課長が副本部長代行となる。

なお、初動時から動物園で対応している体制は「動物園現地本部」とし、現地責任者をかみね公園管理事務所長とする。

情報連絡会議の組織は次の構成とし、事務分担は別に定める。

猛獣等脱出情報連絡会議 組織

連絡 会 議	本部長	産業経済部長	動物園 現 地 本 部	現地責任者	かみね公園管理事務所長
	副本部長	観光物産課長		連絡班	3名程度
	本部員	商工振興課長 にぎわい施設課長 農林水産課長 防災対策課長 総務課長 道路管理課長 教育委員会総務課長 消防本部総務課長 警防課長		捕獲班	4名程度
				麻酔班	2名程度
				誘導班	4名程度
左記本部員該当連絡員（政策監等）					

4 夜間・休日等の体制

(1) 夜間・休日等勤務時間外の対応

夜間・休日等の勤務時間外における緊急事態発生時に迅速な初動体制を確立するため、手順を以下に定める。

ア 担当者は、猛獣等が脱出した場合又は脱出したおそれがあると認めた場合は、直ちにかみね公園管理事務所長に連絡するとともに、観光物産課長、日立警察署及び消防本部へ連絡を行う。

また、当直者は、かみね公園管理事務所長及び観光物産課長が登庁するまでの間、必要な情報の収集にあたる。

その他動物園職員は、速やかにかみね公園管理事務所に参集し、あらかじめ定めている応急対策を実施する。

イ 観光物産課職員は、参集後直ちにあらかじめ定められた任務につき、産業経済部長若しくは観光物産課長の指示に基づき初動体制をしき、本部開設までの初期応急活動を行う。

(2) 産業経済部のとるべき措置

ア 観光物産課長は、猛獣等の脱出状況を確認したときは、直ちに産業経済部長へ連絡する。

また、かみね公園管理事務所長へ必要な指示を行った後に直ちに登庁し、情報連絡会議を設置し、警戒本部開設までの初期応急活動を行う。



## 第2章 災害応急対策計画

### 第2節 応急活動体制の確立

イ 産業経済部長は、猛獣等の脱出内容を確認し、内容により協議の必要があると認めた場合は、副市長に連絡のうえ警戒本部を設置する。

#### (3) 初動体制の要員

市内及び近隣に居住する職員のうちから、あらかじめ指定した職員をもって初動体制要員とする。

#### (4) 初動体制要員の任務

##### ア かみね公園管理事務所職員の任務

- ①脱出状況を把握するとともに、捕獲及び入園者の避難について適切な措置を講じる。
- ②動物園現地本部を設置し、本庁との相互連絡体制を確立する。
- ③園内に直ちに緊急園内放送を行い、入園者の避難誘導を行う。
- ④脱出動物舎応急復旧及び逃亡防止柵の設置と脱出動物の捕獲にあたる。
- ⑤日立警察署及び消防その他防災関係機関との連絡を行う。
- ⑥その他かみね公園管理事務所長の指示した事項を行う。

##### イ 観光物産課職員の任務

- ①動物園に設置された指定緊急避難場所へ向かい、指定緊急避難場所での対応を行う。
- ②動物園周辺住民への情報伝達活動を行う。
- ③情報連絡会議又は警戒本部の設置準備を行う。
- ④その他観光物産課長の指示した事項を行う。

##### ウ 情報連絡会議本部員の任務

- ①産業経済部職員は、観光班長指示のもとに必要な協力を行う。
- ②その他本部員所管の各部各班は、必要な協力を行う。

## 第2 災害対策本部

### 1 災害対策本部設置基準

市は、次の場合に災害対策本部（以下「本部」という）を設置する。

- (1) 特定動物と指定された猛獣が動物舎から脱出し、入園者又は周辺住民へ被害が発生した場合又は被害が発生するおそれがあると認められた場合
- (2) その他本部長が必要と認めた場合

### 2 災害対策本部の設置場所

本部の設置場所は、原則として本庁4階庁議室兼災害対策本部室とする。

ただし、何らかの状況から設置することが困難な場合は、市長が指定する場所に置く。

### 3 災害対策本部設置の決定・廃止

#### (1) 設置の決定

本部設置の決定は、市長が行う。

市長は、前記1に該当すると認めるときは、日立市災害対策本部を設置する。

また、市長が不在の場合は、副市長が設置の決定を代行する。

この場合は、事前に市長の承認を得る。

#### (2) 廃止の決定

本部長は、以下の場合に本部を廃止する。

## 第2章 災害応急対策計画

### 第2節 応急活動体制の確立

ア 脱出した動物が捕獲された場合又は特別措置により安全が認められた場合

イ その他本部長が認めた場合

その決定の経路については、設置の場合に準ずる。

#### 4 現地災害対策本部の設置

状況に応じては、かみね公園管理事務所へ「現地災害対策本部」を設置する。

##### (1) 現地災害対策本部の組織

災害対策副本部長、災害対策本部員その他職員のうちから、災害対策本部長が指名する者を、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他職員として配置する。

##### (2) 現地災害対策本部の分掌事務

ア 現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること

イ 現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること

#### 5 災害対策本部設置又は廃止の通知

本部を設置又は廃止した場合は、総務部長は、直ちにその旨を次表のとおり通知及び公表するものとする。設置の通知においては、必要に応じて各部連絡員の派遣を要請する。

##### (1) 報告・通知・公表先等

報告・通知・公表先等	担当者	報告・通知・公表の方法
市各部・班・各機関の長	総務班	庁内放送・ファクシミリ・電話 その他迅速な方法
市出先機関・消防団	各主管部 各担当班	IP無線・防災行政無線・電話 ・メールその他迅速な方法
市民	広報班 防災無線班	防災行政無線・広報車・報道機関・インターネット・コミュニティFM・ケーブルテレビ等
茨城県知事	総務班	電話（衛星電話含む。）・茨城県総合防災情報システム・ファクシミリ・その他迅速な方法
日立警察署長	総務班 防災無線班	ホットライン用電話・IP無線・電話・その他迅速な方法
防災関係機関の長 又は代表者	総務班 防災無線班	IP無線・防災行政無線・電話・ファクシミリ・その他迅速な方法
報道機関	広報班	電話・ファクシミリ・口頭又は文書

##### (2) その他

総務班長は、本部設置がされた場合は、入口に「日立市災害対策本部」の標識板等を掲げる。

また、本部会議室・指定避難所の設置場所一覧を明示するなどして、市民等の問合せに便宜を図る。

#### 6 組織・運営等

本部の組織及び運営は、日立市災害対策本部条例の定めるところに基づき行うこととし、詳細は、事故災害対策計画編第2章災害応急対策計画第1節災害応急活動体制第2災害対策本部に準じる。

### 第3 職員の動員・配備

#### 1 勤務時間中の対応

##### (1) 伝達方法

ア 災害対策本部が設置された場合、総務部長は、市長の指示に基づき、各部長へ連絡して、別表「職員の配備体制」を速やかに伝達する。

イ 各部長は、「配備体制」が発令されたときは任務分担に基づき、各部連絡員を配し、所属職員に災害活動を指示するものとする。

表 猛獣等脱出時の配備体制

#### 「事前配備体制」

体制区分	配備基準	配備人員
事前配備	猛獣等が脱出したおそれがある場合	猛獣等脱出情報連絡会議本部員 あらかじめ定めた防災関係職員

#### 「警戒体制」

体制区分	配備基準	配備人員
警戒体制	1 脱出した動物が、管理事務所職員のみでは捕獲が困難と認められた場合 2 脱出した動物の捜索活動に長時間必要と認められた場合 3 特定動物として指定された動物が脱出した場合	猛獣等脱出警戒本部員 あらかじめ定めた防災関係職員

#### 「非常体制」

体制区分	配備基準	配備人員
非常体制	1 特定動物と指定された猛獣が動物舎から脱出し、入園者又は周辺住民へ被害が発生した場合又は被害が発生するおそれがあると認められた場合 2 その他本部長が必要と認めた場合	災害対策本部員 各部・班長があらかじめ定めた人員

##### (2) 伝達手段

##### ア 動員の伝達

庁内の放送設備及び電話による伝達

人事班長（人事課長）は、庁内放送及び庁内電話で職員に対し、動員の伝達を行う。

##### イ 使送による伝達

庁内放送及び庁内電話が使用できない場合は、人事班長は、班員の使送により、各部連絡員を通じ、各部長に動員伝達を行う。

#### 2 勤務時間外（休日等を含む。）の対応

##### (1) 伝達方法

災害対策本部員は、部所属各班員の住所、連絡方法を把握しておき、連絡員を配し、所属職員を直ちに動員できるよう措置する。

##### (2) 伝達手段

## 第2章 災害応急対策計画

### 第2節 応急活動体制の確立

#### ア 携帯電話による伝達

総務部長は、防災対策課長へ指示を行い、災害対策本部本部員へ配備している災害時優先携帯電話で情報を伝達する。

#### イ 一般加入電話による伝達

各部連絡員は各班長に、各班長は所属班員に、それぞれ定めている非常連絡体制により、一般加入電話を用いて動員の伝達を行う。

### 3 配備の報告

各部連絡員は、職員の動員状況を速やかに把握し、速やかに人事班長へ報告する。

また、総務部長は、市長に報告する。

### 4 出動体制

#### (1) 各部の配備・動員計画

ア 各部長は、所管部の非常配備体制動員計画を作成し、平常時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。

また、人事異動等により計画の内容に変更が生じた場合には、その都度速やかに修正するとともに、関係職員に対しその旨の周知を図る。

イ 各部の配備・動員計画は、配備種別ごとに、次の内容により作成する。

①勤務時間外動員職員名簿 (各部使用のもの)

②職員動員連絡体制表 (各部使用のもの)

ウ 各部長は、作成若しくは修正した計画を、随時総務部長に報告する。

なお、総務部長は、各部から報告された配備・動員計画の写しを適切に管理し、非常時の動員連絡に万全を期する。

## 第3節 猛獣等脱出時の広報

### 第1 広報体制の確立

担 当	責 任 者	市長公室長、総務部長 産業経済部長、関係各部長
	班	広報班、総務部庶務班、総務班、観光班、かみね公園班、 関係各部各班
	関 係 機 関	県防災・危機管理課、日立警察署、NHK 水戸放送局、茨城放送

#### 1 広報班の役割

市長公室長は、本部長の指示の有無に関わらず、広報体制を確立するため広報班へ指示を行う。

なお、市の広報については、本編事故災害対策計画第2章第3節「災害時の広報」に準じて行う。

#### 2 日立警察署との連携

市は、日立警察署その他関係機関と協力して、広報活動を実施する。

### 第2 市による広報活動の実施要領

担 当	責 任 者	総務部長、市長公室長
	班	広報班、総務部庶務班、総務班、関係各部各班
	関 係 機 関	県防災・危機管理課、日立警察署、NHK 水戸放送局、茨城放送

#### 1 広報車の利用

市長公室長が広報文を作成し、広報班員が行う。

また、他部の車両確保については、総務部庶務班が行う。

#### 2 広報文

市長公室長は、広報文の作成について適宜作成する。

なお、市長公室長は、その内容を随時見直し、必要な修正を行う。

### 第3 報道機関への発表・協力要請

担 当	責 任 者	総務部長
		市長公室長、産業経済部長、関係各部長
	班	広報班、総務部庶務班、総務班、観光班、動物班、かみね公園班、 関係各部各班
	関係機関	県防災・危機管理課、日立警察署、NHK 水戸放送局、茨城放送

#### 1 市の発表

##### (1) 本部設置前

市長の指示若しくは市長公室長の要請により、広報班長（広報戦略課長）が記者クラブを通じて報道機関に対して、猛獣脱出に関する情報の発表・協力の要請を行う。

##### (2) 本部設置後

本部設置後については、広報班を担当窓口として、報道機関に対して猛獣脱出に関する情報の発表・協力の要請を行う。

発表は、原則として本部長が共同記者会見方式で行う。

なお、広報班長は、本部が設置された場合は、会議室等に臨時記者詰所及び共同記者会見場を設置する。

##### (3) 関係機関との協議

市は、広報を行う場合、日立警察署などの関係機関と調整を行った内容を発表する。

## 第4節 警備・交通規制計画

### 第1 警備計画

担 当	責 任 者	総務部長 ※ 自主防災組織に関すること。
		関係各部長 ※ 所管業務に基づく必要な協力
	班	総務班、総務部庶務班、消防部庶務班、警防班、警備班、土木班、生活環境部庶務班、関係各部各班
	関係機関	日立警察署、交通安全施設関連業者・警備業者

#### 1 市の役割

##### (1) 市の任務

###### ア 総務部

各部、協力団体及び自治会、自主防災組織等の住民団体に対し、指定避難所における「安全確保」のための活動への協力を要請する。あわせて調整を行う。

###### イ 消防部

警察官が到着した以降は、現場指揮者の指示に基づき、付近の交通整理など、必要な活動に従事する。

また、夜間においては、日立警察署・警備業者等と連携・協力し、放火・窃盗その他の犯罪防止のための巡回パトロールを行う。

###### ウ その他関係各部

各部は、その所管する業務に基づき必要な協力をを行う。

### 第2 交通規制計画

担 当	責 任 者	都市建設部長 ※ 交通規制区域の指定及び総括
		消防長 ※ 交通規制の協力に関すること。
		総務部長 ※ 交通規制の広報に関すること。 市長公室長
	班	都市建設部庶務班、土木班、管理班、消防部庶務班、警防班、警備班、総務班、防災行政無線班、総務部庶務班、広報班
	関係機関	県防災・危機管理課、日立警察署、NEXCO東日本水戸管理事務所、道路管理者

#### 1 交通規制の指針

##### (1) 交通規制区域の指定

都市建設部長は、猛獣等の脱出状況により、かみね動物園及びその周辺の道路すべてを緊急輸送のため確保することが必要な場合には、その必要な区域を指定して、日立警察署と協議のうえ、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限区域（以下「交通規制区域」という）として指定する。

第2章 災害応急対策計画  
第4節 警備・交通規制計画

(2) 広報活動

市長公室長及び都市建設部長は、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報を関係機関と連携して収集し、これら情報に基づいた広報については、交通情報板、警察車両、立看板、横断幕、現場の警察官、テレビ、ラジオ等のあらゆる広報媒体を通じて、ドライバーをはじめ、市民等に幅広く周知する。

市は、日立警察署長より交通規制区域指定の連絡を受けた場合は、それぞれの機関が有するあらゆる広報手段を使い、その周知徹底に努める。

(3) 要員の確保

都市建設部長は、緊急活動用道路の確保を最優先事項として要員を確保し、交通規制本部との連絡・調整窓口となる総務班、市に関する交通情報を収集・分析するための必要な班編成を行う。

(4) 広域的な協力・連携その他必要な措置

都市建設部長及び各道路管理者は、道路の交通規制を実施するために必要と認める場合は、関係機関・事業所・団体等に広域的な協力・連携を要請するものとする。

## 2 交通規制計画

(1) 計画方針

- ア 消防、警察、自衛隊等の緊急車両等の通行確保を最優先とする。
- イ 原則として、交通規制区域における緊急通行車両以外の通行は、全面的に禁止する。
- ウ 要所に、交通規制区域外からの一般車両以外の進入禁止を行うため必要な措置を講ずる。

(2) 道路の確保

市は、緊急輸送活動を円滑に実施するため、道路を次のとおり確保する。

- ア 国・県と連携し、国、県及び市指定路線から順次確保する。
- イ 地区によって指定の路線から確保することが困難な場合若しくは応急対策上の重要となる路線については、必要に応じその他の路線を確保する。

種別	路線名	備考
国道	6号、245号、293号、349号	県指定 一次緊急輸送道路
有料道路	常磐自動車道、日立有料道路	
県道	日立いわき線、日立山方線	

(3) 交通規制措置の広報

市は、交通規制区域内でとられる交通規制措置について、主要地点に迂回ルート等案内看板を設置するとともに、緊急迂回ルートマップを作成し、市災害対策本部各部、関係機関及び市民に配布し、その周知徹底に努める。

## 3 交通情報の提供

交通情報の提供は、警察の交通情報提供装置を活用し、道路情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

## 4 道路管理者の通行の禁止又は制限

道路管理者は、その管理する道路について、道路法第46条の規定により、交通が危険であると認める場合は、区間を定めて通行を禁止し、又は制限する。



## 第5節 避難計画

### 第1 計画内容

担 当	責 任 者	産業経済部長 ※ かみね動物園入園者等の避難計画に関すること。
		保健福祉部長 ※ 避難完了の報告及び確認
		総務部長 消防長 ※ 避難対象地区の指示及び避難の総括
	班	産業経済部庶務班、かみね公園班、収容班、総務班、警備班
関係機関	日立警察署	

#### 1 避難計画の策定等

市は、入園者等の安全確保のため、その都度避難計画を策定する。

#### 2 避難の完了報告

保健福祉部長は、各部長を通じて得られたかみね動物園入園者等の「避難の完了」報告を集約し、本部長へ報告する。

### 第2 避難指示

担 当	責 任 者	総務部長
	班	総務班、総務部庶務班
	関係機関	各項目に記載

#### 1 避難指示を行う者

避難命令を発する権限のある者は、それぞれの法律に次のように定められているが、災害対策の一次的な実施者である本部長を中心として、相互に連絡をとり実施する。

機関の名称	避難指示を行う要件	根拠法規
本部長 (市長)	(1) 市民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認めるとき。 (2) 災害による市民の生命・身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定したとき。	災害対策基本法 第60条 災害対策基本法 第63条
警察官	(1) 本部長から要求があったとき。 (2) 本部長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 (3) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合	(1) (2) 災害対策基本法 第61条 (3) 警察官職務執行法 第4条

## 2 避難指示を行う場合

本部長は、特定動物の脱出を確認し、著しい危険が切迫しているとき、又はそのおそれがあると認められる場合には、危険区域の居住者に対し避難のための立ち退き又はその準備を指示する。

## 3 避難指示の対象者

避難指示の対象者は、居住者、滞在者等を含め、避難のための「立ち退き」を要すると認められる区域内にいる全ての人を対象とする。

## 4 避難指示の内容

避難指示は、次のことを明らかにして行う。

### 避難指示の内容

- (1) 避難対象地域（町名、施設名等）
- (2) 避難の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
- (3) 避難先（安全な方向及び指定緊急避難場所の名称）
- (4) その他（避難行動時の最小限の携帯品等）

## 5 避難指示の伝達等

### (1) 関係地域内住民等への伝達

避難指示を発令した場合は、防災行政無線及び地域防災行政無線、広報車等により伝達する。

その場合、関係地域内のすべての人に伝わるよう留意し、NHK等その他報道機関の協力を得るなどあらゆる手段を活用する。

なお、避難措置解除の連絡は、避難指示の伝達に準じて行う。

### (2) 関係機関への通報

本部長が避難指示を行ったとき、又は警察官から避難の指示を行った旨の通報を受けたとき、総務部長は、次の要領により関係機関等へ連絡する。

#### ア 県の関係機関

日立警察署、その他県関係機関に連絡し協力の要請をする。

#### イ 学校施設等の管理者

教育長を通じて、指定緊急避難場所として利用する学校施設等の管理者に対し連絡し協力を要請する。

### (3) 県への報告

総務部長は、避難の措置及びその解除について、速やかにその旨を茨城県被害情報等報告要領に基づき、県災害対策本部事務局（市災害対策本部未設置の場合は、防災・危機管理課）へ報告する。

## 6 警戒区域の設定

猛獣等が脱出した場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

### (1) 警戒区域設定に伴う必要な措置

総務部、保健福祉部、都市建設部、消防本部その他関係部が連携し、日立警察署、日立保健所等の防災関係機関の協力を得て実施する。

第2章 災害応急対策計画  
第5節 避難計画

(2) 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

**第3 避難の誘導等**

担 当	責 任 者	総務部長 ※ 避難の総括に関すること
		産業経済部長 ※ かみね動物園入園者の避難に関すること
		保健福祉部長 ※ 指定避難所の開設・運営に関すること
		消防長 ※ 避難路・指定緊急避難場所の安全確保に関すること
	班	総務班、産業経済部庶務班、かみね公園班、収容班、保健班、福祉第1、2班、警防班、警備班
	関係機関	日立警察署、自主防災組織、施設管理者、消防団

**1 避難の誘導を行う者**

(1) 緊急避難の場合

ア 本部長は、必要と認める場合は、その都度産業経済部長、保健福祉部長及び消防長に対して、指定避難所に関する誘導體制の強化を指示する。

イ 地域内から指定避難所までの避難誘導は、市職員、消防団員、自主防災組織などが、関係機関と協力した実施する。

(2) 教育施設、事業所等の場合

学校、幼稚園、保育園、事業所、デパート等その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、その施設の責任者、管理者等による事前に定めた計画とする。

ただし、学校、幼稚園、保育園、福祉施設及び夜間多数人が集まっている場所等については、規模、態様により必要と認められるときは、相当数の市職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等に積極的に協力して、安全な場所への避難誘導等の必要な措置を講ずるものとする。

**2 避難の誘導**

避難の誘導については、規模、態様に応じて混乱なく迅速に安全な指定緊急避難場所に誘導するために必要な方法をとる。

**3 避難路・指定緊急避難場所の安全確保**

市は、避難指示が出された地域の市民が避難を行う場合には、規模、道路の状況を勘案して、最も安全と思われる方向を警察署に通報する。

また、市民の避難が開始された場合には、広報車、当該地域に出動中の消防車両車載拡声器等の活用により、円滑な避難誘導を行う。

さらに、付近にいる消防団員に対して市民の避難・誘導の指示の伝達の徹底にあたるよう指示・連絡する。

## 第4 指定避難所の開設・運営

活動項目	
1	開設・運営の担当者
2	開設・運営時の留意事項

担 当	責 任 者	保健福祉部長 ※ 食糧等救援物資の確保・調達・供給に関すること。
		教育長 (教育部長) ※ 指定避難所の開設・運営の補助に関すること。
		財政部長 ※ 食糧等救援物資の確保・調達・供給に関すること。
		関係各部長 ※ 指定避難所の開設・運営の協力に関すること。 ※ 食糧等救援物資の供給の協力に関すること。
	班	収容班、保健班、保健福祉部庶務班、教育部庶務班、学校教育班、生涯学習第1班、生涯学習第2班、施設班、学校班、財政部庶務班、救援物資輸送班、生活環境部庶務班、各部各班
	関係機関	自主防災組織、消防団

### 1 開設・運営の担当者

指定避難所の設置場所は、市内の小・中学校を中心とした公共施設及び民間施設のうち市が指定する施設とするが、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用も図ることとする。

開設及び運営の実務については、保健福祉部長がそれぞれの施設に複数の職員（うち1人を責任者として指名）を派遣し、別に定める避難所運営マニュアルに従って担当させる。その際、女性職員の派遣に配慮する。

ただし、災害の状況により緊急に開設する必要がある場合は、各施設の管理責任者・勤務教職員、または最初に到着した市職員が実施する。

また、指定避難所は保健福祉部、教育部、都市建設部等の行う応急対策・復旧活動の拠点ともなるが、指定避難所内での各部活動する場所の指定等についての調整業務は、各避難所責任者が行う。

### 2 開設期間の目安

市域に大規模な災害が発生した場合における指定避難所の開設期間は、災害発生後14日間以内を目標にする。

なお、その後の救済措置は、応急的な住宅供給を行う。

### 3 開設から閉鎖までの手順

指定避難所の開設から閉鎖までの手順は、おおよそ次のとおりとする。

- (1) 防災無線、電話等により指定避難所開設の旨を本部に報告
- (2) 施設の門を開ける。
- (3) 施設の入口扉を開ける。  
(すでに避難者がいるときは、取りあえず広いスペースに誘導する。)
- (4) 要配慮者優先スペース、女性専用スペースを指定する
- (5) 避難者の受入れ（収容）スペースを指定

- (6) すでに避難している人を指定のスペースに誘導
- (7) 指定避難所内事務室（「市の窓口」）を開設
- (8) 指定避難所名簿（カード等）の配布・作成
- (9) 安否確認。特に要配慮者の所在を確認
- (10) 居住区域の割り振り
- (11) 班長、庶務当番（順位）の決定
- (12) 食糧、生活必需品の運搬、要請、受取、配給
- (13) 要配慮者、病人等の移送措置
- (14) 指定避難所の運営状況の報告（毎朝定時に報告。その他適宜）
- (15) 指定避難所運営に伴う記録作成
- (16) 避難者のニーズ、要望への確認（アンケートやヒアリング等）
- (17) 避難者のニーズ、要望への対応（医療機関等への移送、避難者の家の片づけ等）
- (18) 避難者がいなくなったことを確認し、防災無線、電話等により指定避難所閉鎖の旨を本部に報告

#### 4 開設・運営時の留意事項

##### (1) 開設時の留意事項

###### ア 開設、避難者の受入れ・誘導

指定避難所の開設は、原則として本部長の指示により行う。ただし、夜間の突発的な災害の場合には、本部長又は保健福祉部長からの指示がなくても、避難の必要が生じると自主的に判断した時は、直行職員又は居合わせた職員、各施設の管理責任者、勤務教職員が施設入口（門）を解錠し、門を大きく開け、指定避難所開設の準備を行う。

特に、すでに避難住民が集まっている時は、速やかに上記の作業を行い、とりあえず体育館や大会議室など広いスペースに誘導し、避難した市民の不安を緩和するとともに、混乱の防止に努める。

開設、避難者の受入れ・誘導について、コミュニティ（自主防災組織）の協力が得られる場合には、協力して行うものとする。

###### イ 要配慮者優先スペース、女性専用スペースその他区画の指定

避難した市民の受入れスペースの指定にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等の要配慮者を優先し、トイレに近いところを指定する。

また、女性専用のトイレ、更衣室など、女性に配慮したスペースを指定する。あわせて、事情の許す限り自主防災組織等の意見を聞き、地域毎にスペースを設定し、避難した市民による自主的な運営となるよう配慮する。

また、スペースの指定表示方法については、床面に色テープを貼る、掲示板を置くなどわかりやすいものになるよう努める。

なお、高齢者等の要配慮者については、交流センター等の市施設を別途確保するように努める。

###### ウ 報告

指定避難所開設にあたった職員は、避難住民の収容を終えた後、速やかに保健福祉部長に対して、防災無線、電話等により、その旨を報告する。

## 第2章 災害応急対策計画

### 第5節 避難計画

保健福祉部長は、各指定避難所の開設を確認後、その旨総務部長に報告するとともに、指定避難所開設に関する広報活動の実施を要請する。

総務部長は、県災害対策本部事務局（災対本部未設置の場合は防災・危機管理課）並びに日立警察署等関係機関に対して開設の状況を連絡・報告する。

なお、報告すべき事項は、おおよそ次の要領による。

- |                    |
|--------------------|
| ①指定避難所開設の日時、場所、施設名 |
| ②収容状況及び収容人員        |
| ③開設期間の見込み          |

※ 指定避難所設置報告書（資料編 資料4-3）

#### エ 所内事務室の開設

全頁3の手順の措置をとった後、指定避難所内に事務室を速やかに開設し、「事務室」の看板等を掲げて、避難した市民に対して、指定避難所運営の責任者の所在を明らかにする。

なお、指定避難所開設以降は、事務室には要員を常時配置しておく。

また、事務室には、指定避難所の運営に必要な用品（避難者名簿、指定避難所設置報告書等の様式、事務用品等）を準備する。

#### (2) 運営上の留意事項

##### ア 避難者名簿の作成

避難者名簿（カード）は、指定避難所運営のための基礎資料となる。

指定避難所を開設し、避難した市民等の受入れを行った際には、まず避難者名簿（カード）を配るなどして、避難した市民等を各世帯単位で記録する。

集まった記録を基に避難者名簿をできる限り早い時期に作成し、事務室内に保管するとともに、保健福祉部長を通じて、総務部長へ報告する。

※ 避難者名簿（資料編 資料4-6）

##### イ 居住スペースの割り振り

部屋の割り振りは、可能な限り地域地区毎（自治会）にまとまりをもてるよう行う。

また、コミュニティ（自主防災組織）の協力が得られる場合には、協力して行うものとする。各居住スペースは、適当な人員（20人程度を目途とする。）で編成し、居住スペース毎に代表者（班長）を選定するよう、指示して、以降の情報の連絡等についての窓口役を要請する。

居住スペースの代表者（班長）の役割

- |                           |
|---------------------------|
| ①市（本部）からの指示、伝達事項の周知       |
| ②避難者数、給食数、その他物資の必要数の把握と報告 |
| ③物資の配布活動の補助               |
| ④居住スペースの避難者の要望・苦情等のとりまとめ  |
| ⑤保健福祉部（保健班）が行う消毒活動等への協力   |
| ⑥施設の保全管理                  |

##### ウ 食糧、生活必需品の運搬、要請、受取、配給

責任者となる職員は、備蓄倉庫及び指定避難所全体で集約された食糧、生活必需品、その他物資の必要数のうち、不足する分については、保健福祉部長に報告し、財政部長へ調達を要請する。

## 第2章 災害応急対策計画

### 第5節 避難計画

到着した食糧や物資を受け取った時は、その都度指定避難所物品受払簿に記入の上、各居住スペースに配給を行う。また、食糧、生活必需品の運搬、要請、受取、配給について、コミュニティ（自主防災組織）や避難者の協力が得られる場合には、協力して行うものとする。

財政部長は、調達を要請された食糧、生活必需品、その他必要物品を各指定避難所に配送する。また、ごみ回収について、コミュニティ（自主防災組織）の協力が得られる場合には、協力して行うものとする。

#### エ 要配慮者最優先ルール・夜間安眠最優先ルールの徹底

指定避難所滞在者に対しては、特に要配慮者最優先ルールの徹底を図る。

また、夜間の安眠環境を維持するため、館内放送は、緊急の場合を除き夜間（10時以降）は行わない。

室内照明は、夜間（10時以降）は最小限にとどめるなどのルールづくりを要請し、徹底する。

#### オ 福祉避難所

市は、心身の状態や障害の種別によって、避難中の生活に順応するのが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすい要配慮者に配慮した福祉避難所を事前に指定し、必要な介護や情報提供の支援を行う体制を整備するものとする。

また、福祉避難所を開設した場合は、①避難者名簿（名簿は随時更新する）、②目的、③箇所名・各対象収容人員（高齢者、障害者、妊産婦等）、④開設期間の見込みを県に報告するものとする。

#### カ 被災者の移送

##### ①要配慮者・病人等の移送

2日目以降の高齢者、障害者、傷病者の収容については、保健福祉部長に連絡し、可能な限り市交流センター等集会施設並びに福祉施設・病院等、福祉避難所や専用避難施設へ移送する。

やむを得ず入所を継続する場合は、簡易ベッド等を用意するなどの代替措置をとるよう努める。また、本部長は、市内に収容余裕がない場合は、県知事に対して、非被害地若しくは小被害地である他市町村又は隣接県地区への移送を要請する。

その他県の計画に定めるところによる。

##### ②被災者の他市等への移送

保健福祉部長は、被害が甚大なため、市内の指定避難所に被災者を収容できないと認められる場合には、本部長へその旨報告し、他市等の指定避難所への移送を要請する。

#### キ 指定避難所の運営状況及び運営記録の作成

責任者となる職員は、指定避難所の運営状況について、1日のうち最低1回保健福祉部長へ報告する。

なお、本部長に対する報告は、保健福祉部長が取りまとめて行う。

また、傷病者の発生等、特別の事情がある時は、その都度必要に応じて報告する。

指定避難所の運営記録として、指定避難所日誌を記入する。

※ 避難収容状況（資料編 資料4-4）

※ 指定避難所日誌（資料編 資料4-5）

## 第2章 災害応急対策計画

### 第5節 避難計画

#### ク 指定避難所運営長期化対応

指定避難所運営が長期となった場合、日立市医師会等の協力を得て、避難者の心身の健康管理に十分留意するよう医療サービスを行う。

指定避難所滞在が長期化しないよう、保健福祉部長は、避難者からアンケート、ヒアリング等を行い、要望等を聴きとるため、各指定避難所に福祉ボランティア等を派遣する。

避難者の要望等については、保健福祉部長は必要な措置を講じるものとする。

#### ケ 市の窓口としての機能

指定避難所は、地区における市本部の窓口として、広報資料の配布や仮設住宅の入居申込用紙等の交付・受付を行う。

#### コ 環境の清潔保持

被災者が健康状態を損なわないよう、施設内の清掃、生活維持に必要な各種生活物資、生活保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理・必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、要援護者については移動入浴車の活用等により入浴の提供を行う。

なお、コミュニティ（自主防災組織）の協力が得られる場合には、協力して行うものとする。

また、入浴サービス提供については、関係事業者との連携を図るものとする。

#### サ 避難者への情報提供

被害状況、応急対策の内容や生活関連情報等について、本部から情報収集を行うなどして、被災者に対し、積極的に情報提供を行うものとする。

#### シ 自主運営への移行

指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。



## 第6節 特別措置計画

### 第1 脱出動物に対する処置

担 当	責 任 者	産業経済部長
	班	観光班、かみね公園班、総務班、警防班、警備班
	関 係 機 関	県（県北県民センター、日立保健所）、日立警察署、日立市有害鳥獣駆除隊

#### 1 動向の把握

かみね公園班は、脱出動物の動向監視に全力を尽くし、努めて動物を興奮させないように留意する。

#### 2 誘導捕獲

かみね公園班は、脱出動物を動物舎内へ誘導し、捕獲に努めるとともに、捕獲器具により適切に捕獲する。

しかし、動物の誘導、捕獲が困難と判断される場合は、麻酔銃により捕獲を行う。

#### 3 射殺

市長は、脱出動物の捕獲が困難であり、更に逃亡のおそれがあるため、入園者及び周辺住民への人的被害が発生するおそれがあり、次の特別措置基準全てに該当すると判断した場合は、日立警察署長と協議のうえ、県知事に対して射殺処分の要請（申請・報告）を行い、県知事の許可を得たうえで射殺処分を行う。

#### － 特別措置基準 －

- (1) 特別措置以外に事態を收拾する方法がないと判断された場合
- (2) 特別措置が的確かつ確実に執行できると判断された場合
- (3) 特別措置の執行によって人身に被害をおよぼす危険がないと判断された場合

#### 4 射殺行為の要請

市長は、特別措置基準に基づき射殺処分を行うのが妥当と判断した場合は、県知事へその執行方法を協議、同意のうえ、日立有害鳥獣駆除隊へ射殺処分の執行を要請する。

要請を受けた日立有害鳥獣駆除隊は、県知事の決定のもとに処分を行う。